明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（**外務**二）　一
○国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（**同**三）　三
○種苗法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**一五）　一九

〔告　示〕
○種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件（**農林水産**五〇八）　一四
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**二九四）　一六
○足摺宇和海国立公園の指定植物を指定する件（**環境**二七）　一九
○平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一部を改正する告示（**原子力規制委**四）　二三
○道路に関する件（**東北地方整備局**四二、四三）　二四
○岩木川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（**同**四四）　二五
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**関東地方整備局**一一七）　二五
○道路に関する件（**中部地方整備局**三九～四四）　二五
○道路に関する件（**四国地方整備局**二六）　二五
○都市計画に関する件（**同**二七）　二五

〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　二五
裁判所
破産、免責、再生関係　二五
特殊法人等
弁理士登録、日本弁護士連合会公示送達関係　二七
地方公共団体
行旅死亡人、高圧ガス保安法に基づく指定保安検査機関の指定関係　二七
会社その他
会社決算公告

省令

○外務省令第二号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十六日

外務大臣　茂木　敏充

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。